

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 一般消費者の利益の保護。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 273 条第 1 項第 16 号 ② 具体的事務の根拠法令 —</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 無線通信等に関する広報啓発に係る事務 ② 無線通信等に関する行政相談及び指導等に係る事務</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所(11局所)の経費のうち一般財源(7,830百万円)の内数(平成25年度予算計上額:支出負担行為ベース)</p> <p>(北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円)</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所(11局所)の定員(1,295人(平成25年度見込み))の内数</p> <p>(北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人)</p>		
事務量(アウトプット)	<p>行政相談受付件数 平成21年度 約3万8千件 平成22年度 約3万6千件 平成23年度 約4万5千件 (関係課直接対応を含む。)</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) 「地方移管」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p><input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT分野の急速な技術革新と規制改革による競争の進展や、放送のデジタル化によりデータ放送や端末向け放送も可能になったことを背景に、スマートフォンをはじめとした高度化・多様化した情報通信機器・サービスが広く普及してきている。それに伴い、情報通信行政に関する相談・要望等の内容も、制度内容から個々の事業者に関する事項など多様化・複雑化してきており、こうした状況に的確に対応するには情報通信行政に関する専門的知識・経験を有する必要があるため、引き続き長年の経験ある再任用職員を含め、総合通信局・沖縄総合通信事</p>		

	務所の職員による適切な対応が必要である。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - b</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>総合通信局・沖縄総合通信事務所では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応（総務部門の職員が他の業務と併行して実施）を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。</p> <p>一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、他分野の権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、選択的に移譲することは可能。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）に関する事務	
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として実施する。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ②具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第283条の2第1号 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち情報の電磁的流通を促進するための国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等 ② 検討会の開催 ・地域におけるニーズとシーズのマッチング ・地域内研究開発連携の在り方 ・実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討 ③ 成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知 なお、民間に対する助成は現在行っていないことから、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、助成に関する具体的事務は現在実施していない。</p>	
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>	
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数 （北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>	
事務量（アウトプット）	なし	

地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方公共団体からの要望はなかった。 <input type="checkbox"/> 情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - b</div>	(区分の理由等) 地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。 総合通信局・沖縄総合通信事務所では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。 しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。 なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 3
-----------------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 最先端の情報通信技術分野における基礎的でハイリスクな技術の研究開発を国が推進することで、イノベーションの源泉となる ICT 分野の基盤となる技術を確立し、我が国が抱える社会的課題の解決や我が国の国際競争力の強化に資すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 27 4 条 ②具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第 28 3 条の 2 第 2 号 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、本省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務 等</p>
予算の状況	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）
関係職員数	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）
事務量（アウトプット）	各事務量は全国合計で以下のとおり。（平成 21、22、23、24 年） ア 提案書類の件数：21 年 640 件程度、22 年 630 件程度、23 年 560 件程度、24 年 620 件程度 イ 委託契約の件数：21 年 310 件程度、22 年 250 件程度、23 年 225 件程度、24 年 280 件程度 ウ 委託契約に係る実地検査の件数：21 年 90 件程度、22 年 60 件程度、23 年 50 件程度、24 年 50 件程度

	エ 公募説明会の開催件数 : 21年 50件程度、22年 35件程度、23年 35件程度、 24年 35件程度
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望は無かった。 <input type="checkbox"/> 近年のICT分野の急速な技術革新を背景に、高度化・多様化した研究開発を国が行っている。こうした状況のもと、国と委託事業者との委託契約の締結にあたり、研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の庶務的業務を行う際には、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識・経験が必要である。そのような要件を満たす職員を総合通信局・沖縄総合通信事務所に配置し、適切に対応している。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - b</div>	(区分の理由等) 本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される獨創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。 委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的業務のみを実施している。 なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。 こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進を支援することにより、住民利便の向上、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化等を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現が目標とされている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査 例：申請書の受理、形式審査（記載内容の不備の確認、積算金額の確認、添付書類の確認等）、本省進達 ② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務（事業主体に対する効果検証・分析調査に必要な基礎データ収集、学識者、ICT 関係事業者等との連絡調整・協議） ③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応（現地での立ち会い、現地検査のための各事業主体の事業進捗状況の把握や取得財産処分に係る相談・質問対応）</p>		
予算の状況	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）		
関係職員数	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）		
事務量（アウトプット）	平成 22 年度 ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 97 件 ・地域雇用創造 ICT 絆プロジェクト（採択数） 72 件（平成 22 年度予備費） 平成 23 年度 ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 26 件 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 6 件 平成 24 年度 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 8 件		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）		

	「廃止・民営化等」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）に係る情報通信基盤の整備は、平成21年度予算に係る事業をもって廃止したところ。</p> <p>□ 平成22年度及び23年度には、地域ICT人材の育成・活用やICTの利活用による地域課題の解決を図る取組に関する委託事業を実施し、終了した。</p> <p>□ なお、超高速ブロードバンド基盤については平成23年3月末時点で約390万世帯が利用できない状況であり、このような格差是正に資するため、平成23年度より、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村等に対し、経費の一部を支援（情報通信利用環境整備推進交付金）している。</p>
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>上記①及び②の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21年度予算に係る事業をもって廃止された。</p> <p>他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。</p> <p>(総論)</p> <p>○ ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。</p> <p>○ また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICTを通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>(個別事務に関する補足)</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的ICTの導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に</p>

	<p>把握しておくことが必要となる。</p> <p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的な ICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携による ICT 導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適な ICT 関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体から ICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的 ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 5
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じることにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（民間団体への訪問件数を含む。） 平成 22 年度：796 件※ 平成 23 年度：1,019 件※ 平成 24 年度：1,037 件※ ※上記件数については、別添調書（対地方自治体）と重複しているもの。 予算執行額：総合通信局・沖縄総合通信事務所の経費のうち一般財源（8,292 百万円）の内数</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 「地方移管」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成 21 年工程表における見直しの内容	該当なし		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 平成22年度以降も引き続き、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については、地方自治体が独自に取り組んでいるものと認識しているところ。</p> <p>□ 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等について、情報通信分野の技術革新は著しく、特に電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野は国民の生命・財産に直結することから、最新の動向に関する周知・啓発については、国において行うことが適切。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A-b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発</p> <p>その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等</p> <p>技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 6
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じることにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（地方自治体への訪問件数を含む。） 平成 22 年度：796 件※ 平成 23 年度：1,019 件※ 平成 24 年度：1,037 件※ ※上記件数については、別添調書（対民間）と重複しているもの。 予算執行額：総合通信局・沖縄総合通信事務所の経費のうち一般財源（8,292 百万円）の内数</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 「廃止・民営化等」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成 21 年工程表における見直しの内容	該当なし		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 平成22年度以降も引き続き、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については、地方自治体が独自に取り組んでいるものと認識しているところ。</p> <p>□ 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等について、情報通信分野の技術革新は著しく、特に電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野は国民の生命・財産に直結することから、最新の動向に関する周知・啓発については、国において行うことが適切。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A-b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発</p> <p>その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等</p> <p>技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。</p> <p>仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 7
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	ケーブルテレビ等の許認可等		
事務・権限の概要	<p>「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」に係る届出等の事務</p> <p>(1) 目的 放送法に基づき、有線一般放送等の受信者の利益を保護するとともに、有線一般放送等の健全な発達を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務</p> <p>①業務の届出（放送法第133条第1項）： 一般放送の業務を行おうとする者の届出受理</p> <p>②承継の届出（放送法第134条第2項）： 一般放送事業者の地位を承継した者の届出受理</p> <p>③業務廃止届出（放送法第135条第1項）： 一般放送事業者の業務廃止の届出受理</p> <p>④小規模共聴施設に係る相談事務</p> <p>⑤有料放送の業務改善命令（放送法第156条第2項）： 不当な差別的取扱いを行っている場合、料金が受信者の利益を阻害している場合、業務改善命令</p> <p>⑥有料放送の説明義務違反に対する違反是正命令（放送法第156条第3項）： 有料放送事業者が提供条件の説明義務に違反した場合、違反是正命令</p> <p>⑦業務停止命令（放送法第174条）： 法令違反の場合、業務停止の命令</p> <p>⑧報告徴収（放送法第145条第4項）： 道路法の許可に関する報告の徴収</p> <p>⑨資料の提出（放送法第175条）： 資料の提出請求</p> <p>※ ⑤から⑨の事務については、国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たすことが必要であると考えられるため、移譲のあり方について検討が必要。</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース）</p> <p>（北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数</p> <p>（北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>届出件数（※ケーブルテレビ等の許認可等のうち、小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）に係る主な出先機関の事務に係るものについて全局合計。局毎の件数は別紙のとおり。）</p> <p>平成21年度 13,735件</p>		

	平成22年度 16,665件 平成23年度 23,256件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。 <input type="checkbox"/> 小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）に関し、無届けのまま不適切な事業が行われること等を防ぐため、きめ細かな周知・指導等能動的な対応を行っている。また、新たな建築物の構築等に伴う新たな難視についても、届出事務の前段として、難視を解消する手段等専門性を要する総合的な相談に対し、職員が蓄積したノウハウを前提にきめ細かな対応を図る必要があるため、受信者保護に十分留意しつつ、総合通信局・沖縄総合通信事務所において、引き続き当該事務に鋭意取り組んでいるところ。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> A - b (※) </div> (※) 詳細については、右記参照	(区分の理由等) 1 ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 3 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考える。 なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考えている。 また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えている。
備考	移譲するとした事務・権限について以上のとおり検討したが、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」について、 ・届け出られた業務について、届出内容の変更が適時適切になされるよう管理するとともに、無届けのまま不適切な事業が行われないよう、きめ細かな周知・指導を行っていくなど、常に能動的対応が必要であること。 ・新たな建築物の構築等に伴う新たな難視について、届出事務の前段として小規模共聴施設を構築するか、高性能アンテナで対応するか、既存ケーブルテレビ事業者にサービス提供を求めるかといった専門性を要する総合的な相談が寄せられことが多いため、職員がノウハウを習得し、きめ細かく対応する必要があること。 等も含め、受信者保護に十分留意されたい。

	業務指標	22年度	23年度	24年度
北海道	届出件数	491 件	747 件	1,837 件
東北	届出件数	1,235 件	1,358 件	1,344 件
関東	届出件数	2,731 件	4,448 件	5,652 件
信越	届出件数	567 件	696 件	774 件
北陸	届出件数	332 件	370 件	615 件
東海	届出件数	1,621 件	1,623 件	2,288 件
近畿	届出件数	3,210 件	3,710 件	5,165 件
中国	届出件数	1,198 件	1,148 件	1,717 件
四国	届出件数	830 件	838 件	1,046 件
九州	届出件数	1,492 件	1,695 件	2,751 件
沖縄	届出件数	28 件	32 件	67 件
合計	届出件数	13,735 件	16,665 件	23,256 件

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 8
-----------------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																									
事務・権限名	信書便事業の監督																								
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づき、郵便法（昭和22年法律第165号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務に関する規定 ・総務省設置法（平成11年法律第91号）第28条第1項 ・総務省組織規則（平成12年総務省令第1号）第298条の3 ②具体的事務の根拠法令 ・民間事業者による信書の送達に関する法律</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・特定信書便事業に関する許認可（例：事業許可、信書便約款・管理規程の認可）等（二以上の総合通信局・沖縄総合通信事務所の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。） ・特定信書便事業者に対する検査等</p>																								
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>																								
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数 （北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>																								
事務量（アウトプット）	<p>（本省処理案件）許認可については、総合通信局・沖縄総合通信事務所の経由事務あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許認可件数</td> <td>38件</td> <td>28件</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>検査実施件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（総合通信局・沖縄総合通信事務所の実績）全体では以下のとおり。局所毎の実績は別紙のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許認可件数</td> <td>136件</td> <td>107件</td> <td>106件</td> </tr> <tr> <td>検査実施件数</td> <td>64件</td> <td>64件</td> <td>76件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	許認可件数	38件	28件	45件	検査実施件数	0件	0件	0件	業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	許認可件数	136件	107件	106件	検査実施件数	64件	64件	76件
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
許認可件数	38件	28件	45件																						
検査実施件数	0件	0件	0件																						
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
許認可件数	136件	107件	106件																						
検査実施件数	64件	64件	76件																						

地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>□ 平成22年度見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 信書便制度は、憲法第21条第2項後段に基づく信書の秘密の保護と通信手段の国民へのあまねく公平な提供、すなわちユニバーサルサービスの提供確保を前提に、郵便法と相まって民間事業者に信書の送達を認めている制度であり、平成15年4月の創設後10年が経過した。これまで全国で400者近い事業者が参入しているが、顧客のニーズに対応すべく、自らの送達手段の運用又は事業協定や業務委託の認可を通じて提供区域を都道府県内から広域に拡大する事業者も増え、個々の事業者の事業形態も多様化・複雑化している。</p> <p>□ これらの状況に的確に対応するためには信書便行政に関する専門知識・経験を有する必要があるため、信書の秘密の確保とユニバーサルサービスの提供確保は国に課せられた義務であり、信書便制度の維持のためには、国の機関である総合通信局・沖縄総合通信事務所の職員による適切な対応が必要であるため、総合通信局・沖縄総合通信事務所の職員において対応している。</p>
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 1249 386 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">A－b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>1 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。</p> <p>2 しかしながら、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間勤務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。</p> <p>大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にとっては、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得る</p>

	<p>ことに留意する必要がある。</p> <p>このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等について、法令上の検討がさらに必要であるとする。</p>
備考	

	業務指標	22年度	23年度	24年度
本省	許認可件数	38	28	45
	検査実施件数	0	0	0
北海道	許認可件数	34	1	0
	検査実施件数	3	3	3
東北	許認可件数	3	10	6
	検査実施件数	2	1	1
関東	許認可件数	35	26	24
	検査実施件数	27	20	21
信越	許認可件数	5	7	4
	検査実施件数	1	3	1
北陸	許認可件数	9	14	8
	検査実施件数	2	3	4
東海	許認可件数	3	0	1
	検査実施件数	6	6	8
近畿	許認可件数	16	14	19
	検査実施件数	9	11	12
中国	許認可件数	6	19	12
	検査実施件数	5	5	6
四国	許認可件数	0	5	3
	検査実施件数	0	0	4
九州	許認可件数	20	11	20
	検査実施件数	7	10	16
沖縄	許認可件数	5	0	9
	検査実施件数	2	2	0
地方局計	許認可件数	136	107	106
	検査実施件数	64	64	76
合計	許認可件数	174	135	151
	検査実施件数	64	64	76